

回数 (年数)	問 題
第67回 (29年)	<p>〔第一問〕 -30点-</p> <p>問1 物品販売業のみ行う株式会社（資本金の額は1億円超）が解散（合併によるものでない。）した場合における清算中の各事業年度の法人事業税の申告納付について説明しなさい。</p> <p>問2 法人の行う保険業（貿易保険業を除く。）に係る収入割の課税標準の算定方法について説明しなさい。</p> <p>なお、分割基準については説明を要しない。</p>
	<p>〔第二問〕 -25点-</p> <p>A氏はP県に所在する自宅の一部を店舗として利用し、雇用人B、Cの2名とともにマッサージ業を営み利益を得ている。加えてA氏は同自宅兼店舗にて、子Dに不動産の貸付けに関する事務に従事させ利益を得ている。</p> <p>また、A氏は平成28年9月23日にQ県に新たに健康雑貨を販売する店舗を開設し、雇用人E、Fの2名を新たに雇い、販売業に従事させることとした。</p> <p>平成29年度に課税される事業税の課税標準及び税額の算定についてA氏から尋ねられた場合、甲税理士はいかに説明したらよいか述べなさい。</p> <p>なお、損失の繰越控除、被災事業用資産の損失の繰越控除、事業用資産の譲渡損失の控除及び事業用資産の譲渡損失の繰越控除に関することについては説明を要しない。</p>
	<p>【資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A氏は平成18年の開業以来、所得税法に規定する青色申告書を提出することにつき所轄税務署の承認を受けており、継続して事業を行っている。 ・ A氏の子Dは地方税法第72条の49の12第2項に規定する青色事業専従者に該当する。 ・ A氏は子Dに支払った給与について、青色事業専従者給与に関する届出書を所轄税務署長に期限内に提出している。 ・ A氏はマッサージ業以外には従事していない。 ・ マッサージ業はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に掲げる免許に基づくものである。 ・ A氏は社会保険診療は行っていない。 ・ A氏は地方税法第72条の2第10項第5号に掲げる両目の視力を喪失した者及び視力障害のある者に該当しない。 ・ マッサージ業、不動産貸付業、販売業それぞれを区分して所得を計算している。 ・ A氏が貸し付けている不動産はQ県に所在するアパート2棟16室である。 ・ 雇用人E、Fの2名を新たに雇ったことを除き、平成28年中に従業者数の変動はない。 ・ P県及びQ県は個人の事業税について、地方税法第72条の49の17第1項各号に掲げる標準税率と同じ税率を採用している。